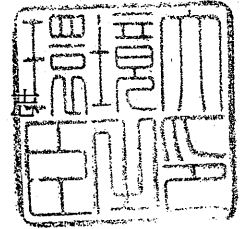


諮問第 329 号
環水大土発第 120523001 号
平成 24 年 5 月 23 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
細野 豪



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙 1 の農薬に関し、告示第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙 2 の農薬に関し、告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ [1, 3] ジオキソロ [4, 5-g] キノリン-7-カルボン酸 (別名オキソリニック酸)

5, 10-ジヒドロ-5, 10-ジオキソナフト [2, 3-b] -1, 4-ジチーイン-2, 3-ジカルボニトリル (別名ジチアノン)

(RS) -2-セコンダリーブチルフェニル=メチルカーバメート (別名フェノブカルブ又はBPMC)

N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル) -1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)

N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)

(別紙2)

N-メチルビス(2, 4-キシリイルイミノメチル)アミン(別名アミトラズ)

5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ[1, 3]ジオキソロ[4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸(別名オキシリニック酸)

4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル(別名クロルフェナピル)

(E)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル=2, 2-ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)

2-メトキシエチル=(RS)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(α, α, α -トリフルオロ- α -トリル)プロピオナート(別名シフルメトフェン)

3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4. 4]ノナ-3-エン-4-イル=3,3-ジメチルブチラート(別名スピロメシフェン)

(S)-1-アニリノ-4-メチル-2-メチルチオ-4-フェニルイミダゾリン-5-オン(別名フェンアミドン)

2, 6-ジクロロ-N-[3-クロロ-5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルメチル]ベンズアミド(別名フルオピコリド)

(Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)

3-ヨード-N'-(2-メシチル-1, 1-ジメチルエチル)-N-[4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]- α -トリル]フタルアミド(別名フルベンジアミド)

プロピル=(1RS, 2SR)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタートを10 \pm 2%含むプロピル=(1RS, 2RS)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート(別名プロヒドロジャスモン)

イソプロピル=[[S]-1-{[(R)-1-(6-フルオロ-1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)-エチル]カルバモイル}-2-メチルプロピル]カルバマート(別名ベンチアバリカルブイソプロピル)

N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン(別名ペンディ

メタリン)

2, 4, 6, 8-テトラメチル-1, 3, 5, 7-テトラオキサシクロオクタン (別名
メタアルデヒド)

1- {3-クロロ-1-メチル-4- [(5RS) -5, 6-ジヒドロ-5-メチル-1,
4, 2-ジオキサジン-3-イル] ピラゾール-5-イルスルホニル} -3- (4, 6-
ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素 (別名メタゾスルフロン)

(1RS, 5RS ; 1RS, 5SR) -5- (4-クロロベンジル) -2, 2-ジメチ
ル-1- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) シクロペンタノール (別
名メトコナゾール)

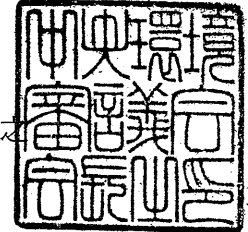
(RS) -1- [2, 5-ジクロロ-4- (1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロ
プロポキシ) フェニル] -3- (2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ルフェ
ヌロン)



中環審第662号
平成24年5月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成24年5月23日付け諮問第329号、環水大土発第120523001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。